

○うるま市水道事業給水条例

平成17年4月1日

条例第157号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第9条）
- 第3章 給水（第10条—第19条）
- 第4章 料金、加入金及び手数料（第20条—第28条）
- 第5章 管理（第29条—第33条）
- 第6章 貯水槽水道（第34条・第35条）
- 第7章 補則（第36条）
- 第8章 罰則（第37条・第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、うるま市（以下「市」という。）水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 市水道事業の給水区域は、うるま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年うるま市条例第155号）第2条第2項に規定する区域とする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の5種とする。

- （1） 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの〔ただし、専用給水装置を使用する2世帯（2事業）以上が1個の水道メーターにより計量して給水装置を使

用するときは、これを連合専用給水装置という。]

- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの
- (4) 臨時給水栓 建設工事、興行等臨時用として使用するもの
- (5) 船舶給水栓 船舶用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者(以下「工事申込者」という。)は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置工事の費用負担)

第6条 給水装置工事に要する費用は、当該工事申込者の負担とする。

- 2 道路の新設、修繕その他の理由により配水管、構造物及び附属具又はこれに関連する給水装置の移転、改造その他の変更を要するときは、管理者又は法第16条の2第1項の規定により管理者が指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)がこれを施行し、これに要する一切の費用は、原因者の負担とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本市水道事業の費用で施行する必要があると管理者が認めた給水装置工事については、この限りでない。
- 4 指定給水装置工事事業者について必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は指定給水装置工事事業者が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により、管理者が給水装置工事を施行する場合においては、その工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
- 4 第1項の規定により、管理者が給水装置工事を施行する場合において、当該工事に

ついて必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置の変更等の工事)

第9条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者、代理人及び使用者（以下「水道使用者等」という。）の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第10条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上必要な場合その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、管理者はその責めを負わない。

(給水契約の申込)

第11条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところによりあらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第12条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例の定める事項を処理させるため、市

内に居住する代理人を置くことができる。

(管理人の選定)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第14条 給水量は、管理者の設置した水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、管理者は、使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水槽以下の装置（以下「流末装置」という。）にメーターを設置することができる。

(メーターの貸与及び保管)

第15条 メーターは、水道使用者等に管理者が貸与する。

- 2 メーターの貸与を受けた水道使用者等は、メーターを常に清潔な状態かつ検針しやすい状態に保管しなければならない。
- 3 水道使用者等は、メーターを亡失又は破損した場合は、その損害額を賠償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第16条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- (4) 共用給水装置の適用を受けるとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出

なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 共用給水装置の使用戸数に異動があったとき。
- (5) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第17条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

- 2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会いを要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

第18条 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないように給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は水道利用者等の負担とする。

- 3 第1項の管理義務を怠ったため生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第19条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、管理者は、特別の費用を要したときは、請求者からその実費額を徴収する。

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の支払義務)

第20条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第21条 料金は、次の表の基本料金と超過料金との合計額とその合計額に消費税法

(昭和63年法律第108号)に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をいう。以下「消費税等相当額」という。)を加えた額とする。ただし、基地用にあつては、基本料金と超過料金との合計額とする。

種別	用途別	基本料金(1月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)
		水量	料金	
専用給水装置	家庭用	8立方メートルまで	1,074円	9~20立方メートル 209円 21~100立方メートル 232円 101~300立方メートル 266円 301立方メートル以上 292円
				連合専用給水装置を使用するものは、料金算定の基礎となる使用水量は各世帯均等に使用したものとみなす。
	営業用	10立方メートルまで	1,720円	11~30立方メートル 232円 31~100立方メートル 266円 101~300立方メートル 292円 301立方メートル以上 314円
				連合専用給水装置を使用するものは、料金算定の基礎となる使用水量は各世帯均等に使用したものとみなす。
	官公署用	10立方メートルまで	1,945円	11~100立方メートル 266円

				1 0 1 ～ 3 0 0 立方メートル 2 9 2 円 3 0 1 ～ 5 0 0 立方メートル 3 1 4 円 5 0 1 立方メートル以上 3 4 7 円
	基地用	1 0 立方メートル まで	2, 0 0 2 円	1 1 ～ 1 0 0 立方メートル 2 7 2 円 1 0 1 ～ 3 0 0 立方メートル 3 0 1 円 3 0 1 ～ 5 0 0 立方メートル 3 2 4 円 5 0 1 立方メートル以上 3 5 8 円
臨時給水 栓	臨時用	1 立方メートルにつき 5 5 9 円		
船舶用給 水栓	船舶用	1 立方メートルにつき 3 8 7 円		
私設消火 栓	演習用	1 個 1 回 3 分ごとに 3 3 2 円		
共用給水 装置	家庭用	1 世帯当たりの料金は家庭用を適用し、料金算定の基礎となる使用水量は、各世帯均等に使用したものとみなす。		

- (1) 営業用とは、料理店、飲食店、娯楽場等家庭生活に直接関係のうすい営業の用に使用する場合をいう。
- (2) 官公署用とは、官公署、学校等及びこれらに準ずる用途に水道を使用する場合をいう。
- (3) 基地用とは、アメリカ合衆国軍隊等の用に水道を使用する場合をいう。
- (4) 臨時用とは、建設工事、興業及び売店等短期間臨時の用に水道を使用する場合をいう。

- (5) 船舶用とは、船舶用に水道を使用する場合をいう。
- (6) 演習用とは、消防用に水道を使用する場合をいう。
- (7) 家庭用とは、前各号以外の用に水道を使用する場合をいう。

(料金の算定)

第22条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）にメーターの検針を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に検針を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第23条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及び用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 1個のメーターで料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により、水道を使用するとき。
- (5) 連合専用給水装置により、水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第24条 月の中途において、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の金額
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1箇月として算定した金額

2 月の中途において、その用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(料金の前納)

第25条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)

第26条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、

管理者は必要があるときは、2箇月分まとめて徴収することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、水道の使用を休止し、又は廃止した場合の料金は、その都度徴収する。

(加入金)

第26条の2 給水装置の新設工事又は改造工事（増径）の申込みを行う者は、設置するメーターの口径により、加入金として、次の表に定める額に消費税等相当額を加えた金額を当該申込みの際に納付しなければならない。ただし、給水装置の改造工事（増径）の申込みを行う場合の加入金の額は、新旧メーターの口径に係る加入金の額の差額とする。

メーター口径	金額
13ミリメートル	13,000円
20ミリメートル	35,000円
25ミリメートル	57,000円
40ミリメートル	169,000円
50ミリメートル	258,000円
75ミリメートル	624,000円
100ミリメートル	1,062,000円
150ミリメートル	2,321,000円

- 2 流末装置にメーターを設置する工事の申込みを行う者又は流末装置に設置されたメーターの改造工事（増径）の申込みを行う者は、設置するメーターの口径により、加入金として、前項の表に定める額に、設置するメーターの数を乗じて得た額に消費税等相当額を加えた金額を当該申込みの際に納付しなければならない。ただし、メーターの改造工事（増径）の申込みを行う場合の加入金の額は、新旧メーターの口径に係る加入金の額の差額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、流末装置にメーターを設置する工事の申込みを行う者が既に第1項に基づき加入金を納付していた場合は、前項に定める加入金と第1項に定める加入金との差額を納付しなければならない。

- 4 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事を中止し、又は変更した場合においては還付することができる。

(手数料)

第27条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際にこれを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後これを徴収することができる。

- (1) 設計審査手数料 1件につき 1,100円
- (2) 工事検査手数料 1件につき 2,800円
- (3) 指定給水装置工事事業者認可手数料 1件につき 13,000円
- (4) 指定給水装置工事事業者認可更新手数料 1件につき 13,000円
- (5) 指定給水装置工事事業者認可証再発行手数料 1件につき 1,000円
- (6) メーターの試験の請求を受け、その結果異常が認められなかったとき。 実費額
- (7) 業務終了後における開栓手数料 1栓につき 2,300円
- (8) 証明手数料 1件につき 200円

(料金、手数料等の減免)

第28条 管理者は、公益上の理由その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第29条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第30条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省

令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第31条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が第21条の料金又は第27条の手数料を納期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由なくして、第22条の使用水量の計量又は第29条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合には、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第32条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(督促手数料、延滞金及び還付加算金)

第33条 第21条の料金又は第27条の手数料を納期限までに納付しない者がある場合は、納期限を指定して督促をしなければならない。

2 前項の督促手数料は、100円とする。

3 第1項の規定により督促を受けた者は、定められた納期限内に料金の納付がない場合、延滞金を加算して納付しなければならない。

4 前項の延滞金は、次の表に掲げる区分の延滞率により算出した額とし、その算出した額に100円未満の端数があるとき、又はその額が1,000円未満であるときは、これを切り捨てた額を延滞金とする。

納付期日	延滞金の算出	延滞率
納期限の翌日から起	納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、	年14.6%

算して1箇月を経過して料金を納付した場合	未納金（ただし、この場合、未納金が1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に右記の率を乗じて算出	
納期限の翌日から起算して1箇月までの間に料金を納付した場合	納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納金（ただし、この場合、未納金が1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に右記の率を乗じて算出	年7.3%

5 管理者は、過誤納金を還付する場合においては、過誤納金通知書により還付しようとする者にこれを通知しなければならない。

6 管理者は、過誤納金を還付するときは、その納付の日の翌日から還付を決定した日までの期間の日数に応じて、還付する金額に年7.3パーセントの割合を乗じた額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその額が1,000円未満であるときは、これを切り捨てた額）を加算して還付しなければならない。

第6章 貯水槽水道

（管理者の責務）

第34条 管理者は貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第35条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の規定によりその水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

第8章 罰則

(罰則)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置工事をした者
- (2) 正当な理由がなく、第14条第2項のメーターの設置、第22条のメーターの検針、第29条の検査又は第31条の給水の停止を妨げた者
- (3) 第18条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第21条の料金又は第27条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

第38条 市長は、詐欺その他不正行為によって第21条の料金又は第27条の手数料の徴収を免れた者に対し、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の具志川市水道事業給水条例（平成9年具志川市条例第16号）、石川市給水条例（平成9年石川市条例第32号）、勝連町水道給水条例（平成9年勝連町条例第24号）又は与那城町水道事業給水条例（平成9年与那城町条例第18号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(延滞金の割合の特例)

- 4 当分の間、第33条第4項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(還付加算金の割合の特例)

- 5 当分の間、第33条第6項に規定する還付加算金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の還付加算金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該還付加算金特例基準割合とする。

(消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う経過措置)

- 6 第21条の規定において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)の施行に伴う消費税の税率及び地方消費税の税率の引上げに係る施行日の属する月に支払を受ける権利が確定する料金については、当該施行日前の消費税の税率及び地方消費税の税率により算定するものとする。

附 則 (平成25年12月24日条例第52号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後のうるま市水道事業給水条例附則第4項及び第5項の規定は、延滞金及び還付加算金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するもの

について適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日条例第 4 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 7 日条例第 1 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 23 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 22 日条例第 39 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 4 第 3 条の規定による改正後のうるま市水道事業給水条例附則第 4 項及び第 5 項の規定は、延滞金及び還付加算金のうち令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 12 月 24 日条例第 31 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 14 条、第 26 条の 2 及び第 27 条の規定は、この条例の施行の日以後に行う手続等について適用し、この条例の施行の日前に行った手続等については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 22 日条例第 12 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 2 日条例第 31 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のうるま市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第21条の表は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収する水道料金のうち、その算定の基礎となる使用水量に係る期間（以下「算定基礎期間」という。）の初日が施行日以後のものについて適用し、算定基礎期間に施行日前の使用期間を含むものについては、なお従前の例による。
- 3 新条例第21条の表にかかわらず、施行日から令和7年3月31日までの使用水量に係る水道料金については、附則別表の規定を適用する。
- 4 前項の場合において、令和7年4月1日以後に初めて徴収する水道料金のうち、その算定基礎期間に令和7年4月1日より前の使用期間を含むものについては、附則別表により水道料金を算定する。

附則別表

種別	用途別	基本料金（１月につき）		超過料金（１立方メートルにつき）
		水量	料金	
専用給水装置	家庭用	８立方メートルまで	１，０５４円	９～２０立方メートル　２０５円
				２１～１００立方メートル ２２８円
	１０１～３００立方メートル ２６０円			
３０１立方メートル以上　２８７円				
連合専用給水装置を使用するものは、料金算定の基礎となる使用水量は各世帯均等に使用したものとみなす。				
	営業用	１０立方メートルまで	１，６８７円	１１～３０立方メートル　２２８円
３１～１００立方メートル				

				2 6 0 円 1 0 1 ～ 3 0 0 立方メートル 2 8 7 円 3 0 1 立方メートル以上 3 0 8 円
		連合専用給水装置を使用するものは、料金算定の基礎となる使用 水量は各世帯均等に使用したものとみなす。		
	官公署用	1 0 立方メートル まで	1, 9 0 8 円	1 1 ～ 1 0 0 立方メートル 2 6 0 円 1 0 1 ～ 3 0 0 立方メートル 2 8 7 円 3 0 1 ～ 5 0 0 立方メートル 3 0 8 円 5 0 1 立方メートル以上 3 4 1 円
	基地用	1 0 立方メートル まで	1, 9 6 5 円	1 1 ～ 1 0 0 立方メートル 2 6 7 円 1 0 1 ～ 3 0 0 立方メートル 2 9 5 円 3 0 1 ～ 5 0 0 立方メートル 3 1 8 円 5 0 1 立方メートル以上 3 5 1 円
臨時給水 栓	臨時用	1 立方メートルにつき 5 4 8 円		
船舶用給 水栓	船舶用	1 立方メートルにつき 3 8 0 円		
私設消火 栓	演習用	1 個 1 回 3 分ごとに 3 2 6 円		

共用給水 装置	家庭用	1世帯当たりの料金は家庭用を適用し、料金算定の基礎となる使用水量は、各世帯均等に使用したものとみなす。
------------	-----	---